

市報 やまぐち

昭和61年

6月15日

No. 934

交通事故状況

種別	区分	5月		累計
		本年	昨年	
発生件数		57	227	168
死亡者		2	6	6
重傷者		5	20	19
軽傷者		59	246	193

発行 山口市役所
編集 企画部広報課
印刷 株式会社丸二商行



成功させよう
61全国高校総体
あと47日

開会まで、あとわずか47日に迫った高校総体。
全国から集まる選手には、最高のコンディションで試合に臨んでもらうとともに、山口での良き想い出を作ってもらいたいものです。

6月3日、選手や役員などの食べる「総体弁当」(昼食用)の標準献立講習会が中央公民館で開かれ、食中毒の予防などについて14の弁当調整業者が講習を受けました(写真)。

また、6月12日・13日には宿泊施設を対象に、朝食・夕食の標準献立講習会も開かれ、高校総体本番に向け準備も着々と進んでいます。



昭和58年に行われた衆議院選挙の投票風景。
投票に際しては投票用紙と記載方法を確認し
投票が無効にならないようにしましょう

7月6日はまず投票 衆参両院議員の選挙

最高裁裁判官の国民審査も

六月二日解散の衆議院議員通常選挙と任期満了の参議院議員通常選挙の投票は、七月六日に行われます。

私たちの暮らしをいろいろな面で支えている政治は、あなたの一票で選ばれた代表者によって行われます。あなたの一票は、私たち一人ひとりの毎日の暮らしをよりよくするための最大の意志表示ともいえます。

「めんどうくさい」とか「わからぬ」とかいって棄権するのではなく、自分の意思表示を放棄したものといえましょう。

「〇〇さんに頼まれたから」などと簡単に考えずに、テレビや選挙公報などで候補者の政見・抱負などをよく考えて投票しましょう。

投票できる人

投票できる人は、次のように

年齢 昭和四十年七月七日
までに生まれた人。



◎居住要件

このたびの選挙は、今年三月二十日までに転入の届け出をし、山口市の住民基本台帳に登載され、引き続き現在も市内に住んでいる人。

三月二十一日以後に山口市に

転入の届け出をした人は、山口市では投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登録されおれば、前住所地で投票できます。(わざわざ遠方に行かれるのも大変なことです。この場合、不在者投票制度をご利用になればよいわけです。手続きの方法は、早目に山口市選挙管理委員会事務局へおたずねください)

投票には

投票券を忘れずに

不在者投票

投票は、投票の当日に有権者が直接投票所に出向いて行うことが原則ですが、当日に仕事や入院など法に定められたやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前に投票できる制度があり、不在者投票といわれています。

このたびは、参議院選挙については、投票所に入場券は、有権者一人一枚あて郵便でお届けしますので、切り離さずにそのまま投票当日お持ちください。投票所の係員へお申し出ください。

投票所に入場券をなくした場合には、投票所の係員へお申し出ください。このたびは、参議院選挙については六月十八日から、衆議院選挙については六月二十一日か

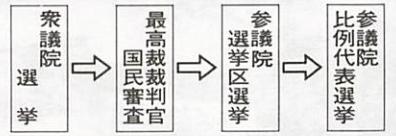
投票の順序と投票用紙

◎投票の順序

- ① まず衆議院選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票
- ② つぎに参議院選挙区選挙の投票
- ③ 続いて参議院比例代表選挙の投票

◎投票用紙

- それぞれの選挙、国民審査の投票用紙は、次のように色わけされています。
- 衆議院選挙=水色
 - 最高裁判官国民審査=うぐいす色
 - 参議院選挙区選挙=薄黄色
 - 参議院比例代表選挙=白色



投票所は、お届けする入場券でよく確かめてください。

最近、市内転居をされた人の投票所は、次のようにになります。

六月十一日以後に市内転居の届け出をされた人は、もとの

投票所は、お届けする入場券でよく確かめてください。

投票時間は午前七時から午後六時までです。

投票用紙への記載

まちがわざに

六月二十八日から、それぞれ七月五日までの間、市役所と最寄りの出張所で受け付けています。

市役所 || 午前八時三十分から午後五時まで

(土曜日の午後・日曜日も受け付けをしています)

不在者投票をされる場合は、出張所 || 勤務時間中のみ受け付けをしています)

この他に、指定を受けた病院

生命を守るために、必ずヘルメットを着用しましょう。

このたびは、参議院選挙について、投票所に入場券と印鑑をお持ちください。手続きは早めに済ませましょう。

このたびは、参議院選挙については六月十八日から、衆議院選挙については六月二十一日か

原付運転者の皆さんへ



七月五日からヘルメットの着用が義務づけられました。

ヘルメットを着用していないときは、罰則はありませんが、

行政処分点数一点が付されます。

生命を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。



事業所統計調査が七月一日

この調査は、事業所の基本的構成を明らかにすることにより、国・地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として役立つことがねらいです。

所を訪問し調査票への記入をお願いしますので、調査にご協力ください。

昭和61年6月15日

(3)

- 横野川 黒石橋 (市道北河内)
- 二号線 (上流端) (仁保)
- 浅地川 仁保市橋 (国道三七六号)
- 上流六百メートル (仁保)
- 仁保川 水上橋上流六百メートル (大内) (石田用水堰 (仁保))
- 長沢川 西山橋下流九百メートル

危険ため池

17か所を新規指定

合同会議で指定した危険箇所は、次のとおりです。付近の人には十分ご注意ください。

- 横野川 黒石橋 (市道北河内)
- 二号線 (上流端) (仁保)
- 浅地川 仁保市橋 (国道三七六号)
- 上流六百メートル (仁保)
- 仁保川 水上橋上流六百メートル (大内) (石田用水堰 (仁保))
- 長沢川 西山橋下流九百メートル
- 河川 (河川) (新規指定)
- 南若川 銀鏡司境 (百々谷川合流点) (陶) 大歳橋 (陶境) (鉄鏡司)
- 金毛川 四辻橋上流七百メートル (名田島)
- 相原海岸 小島 (秋穂二島) (嘉川) (名田島)
- 大江海岸 幸崎 (秋穂二島) (嘉川)
- 二島海岸 新栄橋 (小島) (秋穂二島) (嘉川)
- 仁保上山など百二十七か所 (山地災害)
- 堂ヶ迫川など九十九か所 (地すべり)
- 地すべり

五月二十八日市役所大会議室で市水防協議会と市防災会議の合同会議が開催され、今年度の水防計画と地域防災計画が策定されました。

福岡管区気象台の予報によると、今年の梅雨前線の活動は南北の振動が大きく、六月の後半を中心に大雨の恐れもあるとのことで、油断は禁物です。

市水防・防災計画を策定 河川の危険箇所22か所を指定

高井用水堰 (永上橋) (大内) (問田川) 面坊橋下流千メートル (大内)

○ 油川 橋野川合流点 (江良川) 千四百メートル (嘉川)

○ 錦川 五十鈴川合流点下流五百五十メートル (白石) ○ 中川 嘉川漁港上流六百メートル (嘉川)

○ 吉敷川 吉敷大橋 (四の宮) ○ 今津川 幸之江川合流点上流三千五百メートル (嘉川)

○ 幸之江川 今津川合流点下流八百メートル (嘉川)

○ 木崎川 国道九号バイパス (吉敷) ○ 美濃ケ浜海岸 狼峰 (岩屋)

○ 法満寺川 国道九号バイパス

○ 上流五百メートル (大歳) ○ 三作川 市道高井三作線交点

○ 下流六百メートル (大歳) ○ 岩屋 (柴崎) (秋穂二島) (二島)

○ 九田川 市道神郷一号線交点

○ 上流千六百メートル (平川) ○ 長浜海岸 新橋西千メートル (秋穂二島)

○ 南前海岸 惣栄橋西三百三十メートル (秋穂二島)

○ 小島海岸 小島 (秋穂二島)

○ 大江海岸 幸崎 (秋穂二島)

○ 二島海岸 新栄橋 (小島) (秋穂二島)

○ 仁保 蒼ヶ集女頭 ○ 小鯖

○ 平佐南 サエンガ浴

○ 城山 本浴

○ 初瀬

○ 吉敷

○ 伊

○ 横大堤

○ 平川

○ 正慶中

○ 明神

○ 一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

同乗していただきます。

○ ねたきり老人等入浴サ

ビス (移送つき) 事業

○ この事業は、家庭で入浴で

きないねたきり老人等を、ね

たままの状態で移送と入浴サ

ビスを行うもので、温泉ホ

ーム日吉台と梅光苑に業務を

委託します。利用者負担金は

一回五百円。

○ 家族の方に一人

同乗していただきます。

○ 入浴を希望される方は、申

○ 請書や診断書等が市福祉課お

よび出張所にありますので、

ひんほけん



皆さんが病気やけがでお医者さんにかかるときは、窓口で支払っているのは、実際の医療費の三割（退職被保険者の本人および被扶養者の入院の場合は二割）です。

そして、残りの七割（退職者は各被用保険の拠出金）などで、市がお医者さんに支払っています。これを図でみると、下図のようにになります。

病気になつたり、けがをしたときに、お金がなくてお医者さんにかかるかもしれない——ということのないよう、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、お互いに助け合つていこうという趣旨から生まれた医療保険制度のひとつが、「国民健康保険」（略して国保）です。また、「退職者医療制度」も国保に含まれます。

国保のしくみ

■一般被保険者

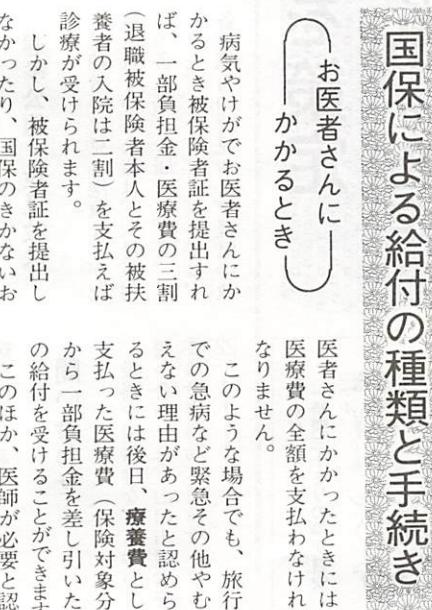
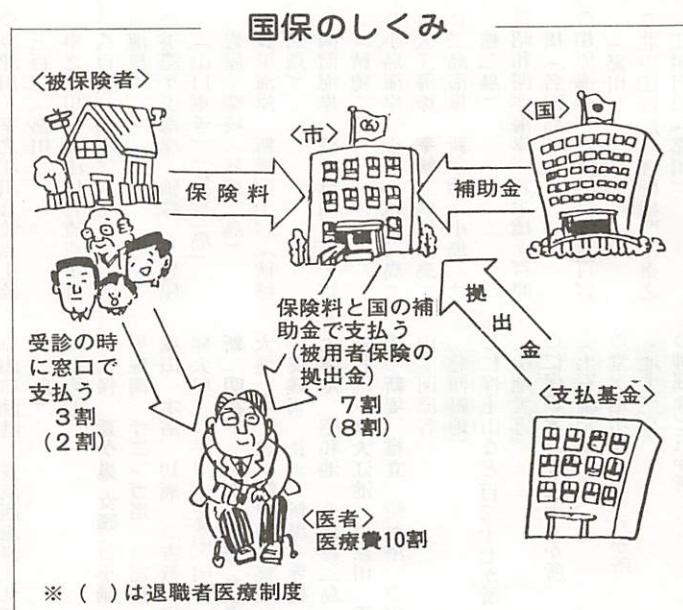
農業や商業などの自営業者や無職の人などで、健康保険などの被用者保険に加入していない人。

国保に加入するのは、山口市に住所を有するに至つた日、または他の保険を喪失した日からです。

■一般被保険者

農業や商業などの自営業者や無職の人などで、健康保険などの被用者保険に加入していない人。

国保に加入するのは、山口市に住所を有するに至つた日、または他の保険を喪失した日からです。



あなたの保険料が 国民健康保険を支えます	
一般被保険者の保険料は、 基本的には市民の皆さんの医療費に応じてきます。	額がきまります。
具体的にいって、まず向こう一年間の医療費がどのくらいになるかを予測し、それから一部負担金（医療費の三割分）と国の補助金などを差引いた額が、全体の保険料となります。そして、このようにして出した保険料の総額から保険料率を算出し、これによって計算します。	なお、退職被保険者の保険料の額も、一般被保険者の保険料率と同じ率によつてきります。
昭和六十一年度の保険料は、 次のが保険料率（左上表）によつて計算します。	なお、今年度の保険料率は昨年度と同じ率ですが、保険料の最高限度額は三十七万円（昨年

61年度の保険料	
一般被保険者の保険料は、 基本的には市民の皆さんの医療費に応じてきます。	額がきまります。
具体的にいって、まず向こう一年間の医療費がどのくらいになるかを予測し、それから一部負担金（医療費の三割分）と国の補助金などを差引いた額が、全体の保険料となります。そして、このようにして出した保険料の総額から保険料率を算出し、これによって計算します。	なお、退職被保険者の保険料の額も、一般被保険者の保険料率と同じ率によつてきります。
昭和六十一年度の保険料は、 次のが保険料率（左上表）によつて計算します。	なお、今年度の保険料率は昨年度と同じ率ですが、保険料の最高限度額は三十七万円（昨年

昭和61年度

国民健康保険特別会計

の特別会計です。

昭和六十一年度の国保特別会計の予算（五月二十六日の補正

なつており、一般会計とは別後は、左表のとおりです。

国保の会計は、みなさんの納めている保険料と国の補助金などで独自にまかなうことになります。このほか、医師が必要と認められたときには、左表のとおりです。

歳 入		歳 出			
保	一般分	千円	保	一般分	千円
險	退職分	327,649	險	退職分	689,690
料	小計	1,871,501	給付額	小計	2,809,783
			老人保健基金		1,257,758
国庫支出金	1,972,499		保健施設費		22,798
療養交付金	360,586		総務費		157,879
その他の収入	281,449		その他		237,817
合計	4,486,035		合計	4,486,035	

(注) 療養交付金とは、退職被保険者にかかる各被用者保険からの拠出金をいいます。

(5)

給付を受けるための手続き

給付の種類	給付を受けられるとき	手続きに必要なもの	条件
療養費	被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収書 診療報酬明細書	やむをえなかった場合
	国保のきかない医者にかかったとき		
	付き添い看護人を雇ったとき	医師の証明書 領収書	基準看護以外の病院 事前に市の承認をうけた場合
	コルセットなどをつくったとき		
	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術をうけたとき	医師の証明書 領収証 請求書	医師が治療上必要と認めた場合
	重病人を移送したとき	医師の証明書 領収書	事前に市の承認を受けた場合
特例療養費	退職被保険者証を提出しないで医者にかかったとき	領収証 診療報酬明細証	やむをえなかった場合
高額療養費	高額の一部負担金を支払ったとき（具体的には本文を参照）	1月（1日～月末）ごとの領収書	本文を参照
助産費	子供が生まれたとき	母子健康手帳	
葬祭費	死亡されたとき	死亡を証明する書類	
第三者行為	交通事故でけがをしたとき	事故証明書、事故発生状況報告書、支払誓約書など	事前に市への届出をした場合
はり・きゅう施設利用補助	はり・きゅうの施設を利用したいとき	被保険者証と印鑑を持つて各施設へ	国保の指定する施設 1日1回、1月10回以内

(注) 手続きには、いずれの場合も、被保険者証と印鑑が必要です。
また、口座払いとなるため、口座番号（世帯主の）を控えておいてください。詳しくは市保険年金課へ

交通事故でけがをしたときなど第三者から傷害を受けた場合、その治療費は当然加害者が負担すべきもので、被保険者としての診療は受けられません。
しかし、このようなどきでも、事前に市に届け出れば、被保険者としての治療は受けられます。

第三者行為

死亡したとき
被保険者が死亡したとき、その葬儀を行つた人は、葬祭費として四万円の支給を受けることができます。

助産費として十三万円、育児手当として六千円の支給を受けることができます。
ただし、他の保険喪失後国保に加入した場合は、加入後六か月以内の出産のときは支給されませんので、国保加入前の保険者へ申請してください。

- た次のような場合にも、療養費の給付を受けることができます。
- 治療用器具をつくったとき
- はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧を受けたとき
- 〈市の事前承認がいるもの〉
- 基準看護以外の病院にて、病院外から看護人を雇つたとき
- 重病人を移送するとき

高額の医療費を

払つたとき

被保険者がお医者さんの窓口で支払つた一部負担金が、一定の額をこえたときには、高額療養費として、そのこえた額の払い戻しを受けることができます。

- ① 被保険者一人当たりの一部負担金が、同一の月に同一の病院において五万四千円（市民税非課税世帯の場合は三万円）をこえたときは、そのこえた額とは――
- ② 同一の世帯において、同一の月に二人以上がそれぞれ三万円（市民税非課税世帯の場合には二万一千円）以上の一一部負担金を支払つたときは、その一部負担金を合算して五万四千円（市民税非課税世帯の場合には三万円）をこえた額を――
- ③ 同一の世帯において、直近の十二か月の間に、前記①・②

一定の額および払い戻される額とは――

- ④ 長期間にわたり高額の医療費がかかる血友病など厚生大臣が指定した疾病で、同一の月に一万円をこえる一部負担金を支払つたときは、そのこえた額――

による高額療養費の支給を受けた回数が四回以上になつたときは、その四回目から三万円（市民税非課税世帯の場合には二万一千円）をこえた額――

度は三十五万円）に引き上げられています。

地域内の交流にもつながる納付組織へ加入し、滞納者のないようご協力をお願いします。

61年度 国民健康保険料 納期一覧

期別	納期限
第1期	昭和61年6月30日
第2期	7月31日
第3期	9月1日
第4期	9月30日
第5期	10月31日
第6期	12月1日
第7期	昭和62年1月5日
第8期	1月31日
第9期	2月28日
第10期	3月31日

保険料の納付方法には、口座振替や納期ごとに金融機関で納付する自主納付などもありますが、市では納付組織を通じての納付をお進めしています。

保険料は
納付組織で

これは、病気などの都合で保険料を納付に行けない世帯を中心して、訪問員が訪問し、その収納をすることです。訪問を希望される人は、市納税課（電話22-4111）へご連絡ください。

- ①所得割 (前年中の総所得金額 - 26万円) × $\frac{7.4}{100}$
- ②資産割 61年度の固定資産税額(土地・家屋分) × $\frac{38}{100}$
- ③均等割 被保険者1人につき 15,600円
- ④均等割 1世帯につき 20,600円

$$\text{年間の保険料} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$





健康コーナー

市民健康診断

- 日時 6月26日(木)午後1時~3時
- 場所 市医師会健康管理センター(湯田温泉五丁目2-21 ☎ 22-6972)
- 診査項目 <40歳以上の人>問診、身体計測、血圧、検尿、聴打診、心電図、貧血、コレステロール、肝機能、血糖 <40歳未満の人> 血圧、検尿、胸部間接撮影
- 料金 いずれも 600円

子宮がん検診

- 期日 6月30日(月)
- 場所 市児童文化センター(湯田温泉五丁目2-13)
- 受付時間 午後1時30分~2時
- 対象者 30歳以上の市民
- 料金 600円(70歳以上の人および市民税非課税世帯の人は無料)
- 申し込み 市衛生課(☎ 22-4111)へ 当日和服はご遠慮ください。また、申込者多数の場合は、締め切ることがあります。

胃がん検診

- 期日・場所 <7月1日>陶公民館<2日>鎌田公民館
- 受付時間 午前8時30分~9時30分
- 対象者 40歳以上の人(妊娠および胃の手術を受けている人は除きます)
- 料金 700円(70歳以上および市民税非課税世帯の人は無料)
- 申し込み 市衛生課(☎ 22-4111)へ。申込者多数の場合は、締め切ることがあります。
- 注意事項 検診者は、当日の朝食、たばこ、水、薬など一切口にしないこと

健康教育

- 期日・場所・内容・講師 <7月3日>名田島公民館、「更年期について」・産婦人科医師 <4日>鎌田公民館、「高血圧の予防」・内科医師 <8日>二島公民館、「胃がんの予防」・内科医師
- 時間 午後1時30分~3時30分
- 受講料 無料
- 申し込み 6月30日までに、市衛生課(☎ 22-4111)へ

無料胸部レントゲン検診

次のとおり、レントゲン検診車が巡回します。都合のよい場所で受けてください。対象は15歳以上の市民です。

ただし、学校・職場・病院などで定期検診を受ける人と妊婦を除きます。

陶 地 区

月 日	時 間	場 所
6月30日 (月)	10:00~10:20	中河原 品川商店前
	10:30~11:00	糸根 糸根生活センター
	11:10~11:30	立石 松尾潔宅前
	13:20~13:50	岡本良一宅前
	14:00~14:20	湯上 湯上中学校
	14:30~15:00	沖 沖会館
7月1日 (火)	9:40~10:00	丸尾上 丸尾更生会館
	10:10~10:30	丸尾北 隣保館

市民プール(大内長野)

7月1日から泳げます



たくさんの人出でにぎわう市民プール

大内長野の市民プールの使用を次により開始します。

○期間 7月1日(火)から8月31日(日)まで

休業日(水の入替日) 7月11日・21日・31日・8月11日・21日・28日

○時間 午前9時30分~正午、午後1時30分~午後3時、午後3時30分~午後6時

○使用料 高校生以上 150円、中学生以下50円。団体使用の場合は、事前に市民運動広場管理事務所(☎ 27-3429)へ

※注意事項 プール汚濁防止のためサンオイル等は使用しないこと。水泳帽は着用し、水泳着以外のものでプールに入らないでください。

また、安全遊泳のためプール監視員の指示には、必ず従ってください。

貧血教室

- 日程・時間 <7月1日><8日><14日><24日>時間はいずれも午後1時30分~3時30分
- 場所 しらさぎ会館(堂の前町)
- 定員・受講料 30人・無料
- 内容 貧血と食事、貧血と生活など
- 申し込み 6月25日までに、市衛生課(☎ 22-4111)へ。4回とも出席可能な人に限ります。

募集コーナー

県立美術館上級技術講座

- 洋画 7月22日~24日の3日間、7月25日~27日の3日間
- 版画 8月12日~14日の3日間
- 日本画 8月18日~20日の3日間 いずれも午前9時30分~午後4時
- 会場 県立美術館講座室
- 募集人員 洋画40人、版画15人、日本画20人、(申し込み多数の場合、抽せんによって受講者を決めます)
- 応募締め切り 7月4日(金)
- 受講料 無料(ただし材料費、モデル料等は受講者負担)
- 申込方法 官製往復はがきに、住所、氏名、年齢、職業、電話番号(昼間の連絡先)希望講座名、洋画のみ希望期間を記入のこと。
- 申し込みおよび問合先 県立美術館普及課(亀山町3-1 ☎ 25-7788)

不燃物の収集日 出張所地区

<7月> 1日嘉川、2日陶・鎌田公民館、3日佐山、4日二島・名田島、9日大内、11日平川、15日小鶴、22日吉敷、23日仁保、25日宮野、30日大歳

あなたも育林に参加できます

山口営林署では、植林づくりの国有林に出資して、契約期間が終ったときに成木を販売して、一定の利益を得る「分取育林」を次により募集します。

○場所 徳地町大字三谷滑山国有林37林班い小班

○面積・募集口数 8.94ha・24口

○価格 一口当たり50万円

○募集期間 6月18日~7月31日

○申し込み 山口営林署(野田35-1 ☎ 22-0386)へ

山口文化バスの会

芸北の仏像と伝承を訪ねて

○期日 7月13日(日)

○コース 市民会館小ホール入口(午前7時30分出発)~芸北民俗伝承館~古保利薬師~吉川元春居館跡~三段峡~山口

○募集人員 120人(定員になり次第締め切ります)

○会費(昼食代を含む) 大人6,000円、子供・身障者5,000円

○講師 郷土史家・内田伸氏

○申し込み 6月30日までに、山口文化バスの会事務局(市交通局内☎ 22-2555)へ

7月1日 (火)	10:40~11:00	丸尾上 菊本商店前	7月3日 (木)	13:50~14:20	鷹の子 鷹の子会館前
	11:10~11:30	陶出張所		14:30~14:50	河原 河原会館前
7月2日 (水)	13:20~13:40	郷上 津山信雄宅裏	7月7日 (月)	9:40~10:00	秋穂 二島 地区
	13:50~14:10	西陶 西村吉之宅前		10:10~10:30	幸崎 正木道晴宅前
7月3日 (木)	9:30~9:50	西浴 福田徳一宅前		10:40~11:00	小島 福岡正男宅前
	10:00~10:20	扇田 本廣正義宅前		11:10~11:30	二島 二島消防倉庫前
7月4日 (金)	10:30~11:00	和西 和西会館前	7月8日 (火)	13:20~13:50	大里 公民館前
	11:10~11:40	小森 創芸社前		14:00~14:20	仁光寺 公民館前
7月5日 (土)	13:20~13:50	岡 宮崎精米所横		14:30~15:00	幸田 開地雅宅横
	14:00~14:30	南 久重智子宅前		10:10~10:30	上田 公民館前
7月6日 (日)	14:40~15:00	四辻 岡本商店前		10:40~11:00	岩屋 赤瀬衛宅前
	9:20~9:50	今宿 村上幹生宅前		11:10~11:40	長浜 明代隆宅横空地
7月7日 (月)	10:00~10:30	今宿 るりがくえん		11:45~12:00	納屋 徳光理容院前
	10:40~11:10	道の上 會館前		12:30~13:50	惣在所 公民館前
7月8日 (火)	11:20~11:50	大村 松原電機店前		14:00~14:30	南 公民館前
	13:20~13:40	鎌田会館前		14:40~15:00	秋穂二島出張所

訂正

6月1日号 5頁の市民短文芸大会俳句の記事中、下段3句目は次の句が欠落していました。

「散り尽すまでの余情や藤垂る」河村八重